

運営規定

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

（事業の目的）

第1条 理心会が開設する中小路整形リハビリクリニックが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法又は作業療法の必要なりハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営方針）

第2条

- 1 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあつては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあつては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団 理心会 中小路整形リハビリクリニック
- 2 所在地 東京都板橋区坂下2丁目11番11号 蓮根マンション102
（電話）03-5918-9951（FAX）03-5918-9954
- 3 事業所番号 1311933134
- 4 管理者 中小路 拓

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び備考は次のとおりとする。

	人数	区分		備考
	(人)	常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1	0	医師・外来兼務
医師	0	0	0	
理学療法士	2	2	0	1名専任・1名外来兼務
作業療法士	1	1	0	専任

1 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

2 理学療法士

理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

3 作業療法士

作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び夏季休暇（8月15-16日と日曜祝日を含む5日間）・年末年始（12月30日-翌年1月3日）を除く。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時30分

（事業の内容）

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、板橋区全域、北区十条、練馬区北町の区域とする。

（利用料その他の費用の額）

第8条

1 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割又は2割又は3割が利用者の負担額となる。

訪問リハビリテーション費（要介護）

・訪問リハビリテーション

1単位（20分）につき308単位

- ・サービス提供体制加算
1 単位 (20 分) につき 6 単位
- ・短期集中リハビリテーション実施加算
1 回につき 200 単位

予防訪問リハビリテーション費 (要支援)

- ・予防訪問リハビリテーション
1 単位 (20 分) につき 298 単位
- ・サービス提供体制加算 I
1 単位 (20 分) につき 6 単位

2 交通費

- 7 条の事業の実施地域は無料
- それ以外の地域は交通費の実費が必要となる。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(緊急時における対応方法)

第10条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 30日以内
- 2 継続研修 年1回
- 3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、中小路整形リハビリクリニックが定めるものとする。

第13条（セクシュアルハラスメントの防止）

① 職員は、他の職員等を業務遂行上の対等なパートナーと認め、職場における健全な秩序ならび

に協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはなら

ない。

(1) 不必要な身体への接触

(2) 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言

(3) 性的および身体上の事柄に関する不必要な質問

(4) プライバシーの侵害

(5) 噂の流布

(6) 交際・性的関係の強要

(7) わいせつ図画の閲覧、配布、掲示

(8) 性的な言動への抗議または拒否等を行った職員等に対して、解雇、不当な人事考課、配置転

換等の不利益を与える行為

(9) 性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為

(10) その他、相手方および他の職員等に不快感を与える性的な言動

② 上司は、部下である職員がセクシュアルハラスメントを受けている事実を認めながら、これを

黙認する行為をしてはならない。

③セクシュアルハラスメントを受けた場合は、理心会に設置された相談窓口にご相談することができる。

④ 前項の相談窓口における相談内容、事後の対応については、個人情報として取り扱うものとする。

る。

⑤セクシュアルハラスメントに該当する行為を行った職員は理心会就業規則第53条から第55条に基づき懲戒を行う。

第14条（パワーハラスメントの防止）

① 職員は、他の職員等を業務遂行上の対等なパートナーと認め、職場における健全な秩序ならび

に協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはなら

ない。

(1) 身体的暴力行為

(2) 違法行為の強要

(3) 人格を著しく傷つける発言

(4) 人格を著しく傷つける噂の流布

(5) 明らかに達成することが不可能な職務を一方向的に与える行為

(6) 合理的な理由なしに一定の期間仕事を与えない行為

(7) 故意に必要な情報を与えない、連絡事項を伝えない等の行為を繰り返し、職務の遂行を妨害

する行為

(8) 発言を無視する等、職場内で孤立させる行為を繰り返し、精神的苦痛を与える行為

(9) 業務上の必要性がないことを強制的に行わせる行為

(10) その他、相手方および他の職員等に不快感を与える言動

② 上司は、部下である職員がパワーハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認す

る行為をしてはならない。

③ パワーハラスメントを受けた場合は、理心会に設置された相談窓口にご相談することができる。

④ 前項の相談窓口における相談内容、事後の対応については、個人情報として取り扱うものとする。

⑤ パワーハラスメントに該当する行為を行った職員は理心会就業規則第53条から第55条に基づき懲

戒を行う。

第19条（虐待の防止のための措置に関する事項）

当事業所は虐待の防止のための対策として以下の取組を行うものとする。

1. 定期的な委員会の開催

2. 虐待の防止のための指針を整備する

3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する

4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第 20 条（感染症対策の強化）

当事業所は感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を行うものとする

1. 委員会の定期的な開催
2. 指針の整備
3. 研修及び訓練（シミュレーション）の実施等

第 21 条（業務継続に向けた取組の強化）

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の取組を行うものとする。

1. 業務継続に向けた計画等の策定
2. 研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

平成28年4月1日に一部改正

平成29年4月1日に一部改正

平成30年4月1日に一部改正

平成30年11月1日に一部改正

2019年 4月1日に一部改正

2020年 4月1日に一部改正

2021年 4月1日に一部改正

2022年 4月1日に一部改正

2023年 4月1日に一部改正

2024年 6月1日に一部改正